

高等学校における特別支援教育ガイド ～生徒の自立と社会参加に向けて～



青森県総合学校教育センター 高校教育課 令和8年3月

学校生活で、困難さを示している生徒はいませんか？高校生と接する教職員が、特別支援教育の視点をもつことで、生徒一人一人の自立へつながります。高等学校における特別支援教育の充実の一助となるよう、本ガイドを作成しました。

本ガイドの内容の改善のため、アンケートにご協力をお願いいたします



1. 誰もが参加しやすい授業

学習環境を工夫・配慮することで、誰もが参加しやすい授業につながります。ICTを活用することで、困難さを感じる生徒の、学びの手立てにもつながります。

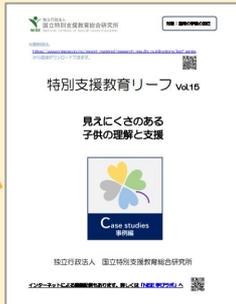
学習環境の工夫や配慮

授業での情報の示し方について、工夫や配慮できることは？

- 焦点化: 学習内容や活動をしぼる
- 共有化: 伝えやすい場を設定する
- 視覚化: 見える化を図る
- 構造化: 時間・場・学習の見通しを示す

💡 これらの視点で授業を見直してみましょう

国立特別支援教育総合研究所(特総研)に、取組のヒントとなる「特別支援教育リーフ」が掲載されています



特別支援教育リーフ Vol.15
見えにくさのある子供の理解と支援



特別支援教育リーフ Vol.10
人前で話すことが苦手な子供の理解と支援



アクセシビリティ機能の活用

ICT端末の標準装備されている機能の活用で、困難さへの手立てにつながります。

- 地図を読み取りやすくするために、拡大したり範囲を限定したり...
- 空間における直線や平面の位置関係をイメージしやすくするために、図形を様々な角度から見たり...
- 伝わる発音ができるように、英語読み上げ機能で繰り返し聞いたり...
- 実験・実習の見通しをもてるように、手順や方法を視覚的に明示したり...

💡 困難さが生じる要因に目を向けて手立てを考えてみましょう



高等学校
学習指導要領解説
各教科編における
配慮はこちら

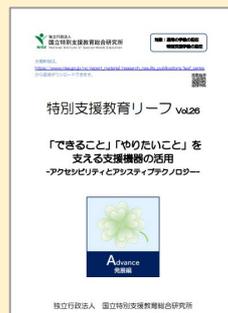
スタディーエクス スタイル
StuDX Style

デジタル学習基盤で加速する深い学び



発達障害のある児童生徒に対する教育

書くことの困難さをICT端末で軽減



特別支援教育リーフ Vol.26
「できること」「やりたいこと」を支える支援機器の活用 -アクセシビリティとアシスティブテクノロジー-



2. 生徒の教育的ニーズの把握

様々な授業の工夫をしても、学習面や生活面で困っている様子がみられる生徒がいるかもしれません。一人一人の先生方がそのサインに気づき、困難さの要因に目を向けることが、適切な支援につながります。

困難さの要因に気づくために

複数の教員で行うと効果的です

どのような要因で生徒は困っているのか？様々な方法で探ってみることから始めます。

- 生徒の様子をよく観察する
- 生徒や保護者との面談等で話を聞く
- 各種検査・チェックリスト等
※参考程度に考えます。教員が発達障がい等について診断することはできません。
- 生徒の行動の記録を蓄積する
- 中学校での様子について情報収集する

参考

気づきのためのチェックリスト

当センター特別支援教育課が作成したチェックリストは、質問に答えていくことで支援が必要な生徒をスクリーニングすることができます。「高校生用」チェックリストもあります。支援に向けたヒントが得られるかもしれません。

申込みはこちらから



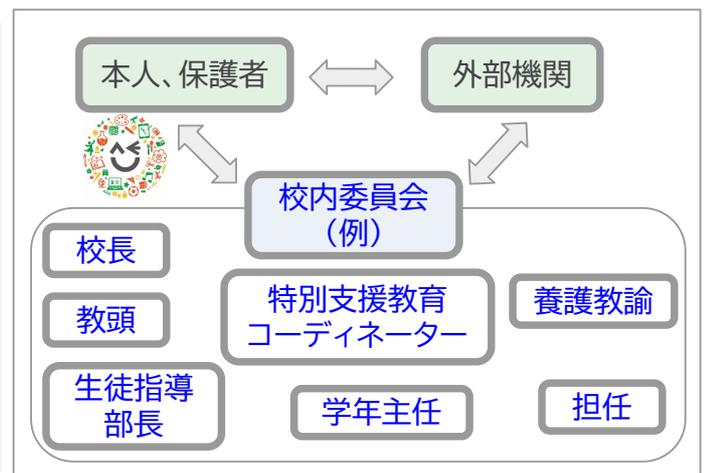
3. 校内での支援体制

本人・保護者との建設的な対話を通じて、対応しましょう

校内委員会

校長のリーダーシップのもと、校内委員会を設置し、指名された特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体で教育的支援をします。校内委員会は、学校の規模や職員構成等に合った方法で設置することができます。

- 生徒の教育的ニーズの組織的な把握
- 必要な支援、合理的配慮の在り方の検討
- 保護者、関係機関との連携
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成



合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障がいのある生徒が、他の生徒と平等に教育を受けられるように、学校の負担が重すぎない範囲で対応することです。本人・保護者との対話を通じて、一人一人の状態に応じた合理的配慮を検討します。

【提供のプロセス】

- 1 本人、保護者からの意思の表明
- 2 校内委員会の開催 必要かつ適当な支援の内容の検討
- 3 本人、保護者との合意形成
- 4 個別の教育支援計画、個別の指導計画への明記
- 5 合理的配慮の提供

定期的に支援の見直しをしましょう



特別支援教育リーフ Vol.5
このように考えよう、合理的配慮

インクルDB

(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

インクルDB



実践事例が見られます

4.外部との連携

校内での支援に加えて、専門的な立場からの助言や支援が必要となることもあります。必要に応じて、県や関係機関の支援につなげていきましょう。

特別支援連携協議会(県内6地区)

特別な支援を必要とする子どもたちとその関係者への相談・支援を、各機関が連携して行う支援機関のネットワークです。電話相談や訪問相談、相談機関等についての情報提供を受けることができます。

東青地区特別支援連携協議会	事務局校 青森県立青森聾学校 青森市大字安田字稲森 125-1 TEL 017-766-1834
西北地区特別支援連携協議会	事務局校 青森県立森田養護学校 つがる市森田町床舞鶴喰 104-5 TEL 0173-26-2610
中南地区特別支援連携協議会	事務局校 青森県立弘前聾学校 弘前市原ヶ平 3丁目3-1 TEL 0172-87-2171
上北地区特別支援連携協議会	事務局校 青森県立七戸養護学校 上北郡七戸町蛇坂 57-31 TEL 0176-62-2331
下北地区特別支援連携協議会	事務局校 青森県立むつ養護学校 むつ市大字奥内字栖立場 1-110 TEL 0175-26-2210
三八地区特別支援連携協議会	事務局校 青森県立八戸盲・聾学校 八戸市柏崎 6丁目 29-24 TEL 0178-43-3962

相談機関案内(県内6地区)

子どもの発達や
学習に関する
相談機関等案内



県総合学校教育センターでの 教育相談

当センターでは、生徒や保護者、教職員を対象に、生活、学習、進路等に関する相談を受け付けております。

県総合学校教育
センター
教育相談のご案内



学校生活に関する相談
教育相談課 TEL 017-728-5575

特別支援教育に関する相談
特別支援教育課 TEL 017-764-1991

その他関係機関連絡先リスト

日常生活に関わる 各種相談	青森県発達障がい者支援センター 「ステップ」(東青・下北地域)	青森市中央 3丁目 20-30 県民福祉プラザ3F TEL 017-777-8201
	青森県発達障がい者支援センター 「わかば」(津軽地域)	五所川原市若葉 3-4-10 TEL 0173-26-5254
	青森県発達障がい者支援センター 「Doors」(県南地域)	八戸市類家 1-1-16 豊寿会コネクトビル1F TEL 0178-51-6181
就労に関する相談	あおもり若者サポートステーション	青森市安方 1丁目 1-40 青森県観光物産館アスパム3階 TEL 017-775-5301
	ひろさき若者サポートステーション	弘前市駅前町 9-20 ヒロロ3階 弘前就労支援センター内 TEL 0172-35-4851
	はちのへ若者サポートステーション	八戸市十三日町 4-1 TEL 0178-51-8582
	ハローワーク(専門援助部門)	青森・八戸・弘前・むつ・野辺地・五所川原・三沢・十和田出張所・黒石
就業と生活の支援	青森県内の 障害者就業・生活支援センター	青森地域・西北五地域・津軽地域・ 下北地域・上十三地域・八戸地域



連絡先一覧

参考

☆もっと知りたいと思ったら、当センターの研修講座がお勧めです。

令和8年度研修講座の一例

- D06 高等学校における特別支援教育研修講座
- D20 インクルーシブな学びを支える通常の学級の授業づくり
- D21 インクルーシブな学びを支える行動理解と学級づくりの工夫
- D25 読み書きに困難のある児童生徒への指導・支援研修講座

国立特別支援教育
総合研究所HP



青森県特別支援教育
情報サイト